

別表第1（第2条関係）

（平12規則162・平12規則172・平16規則50・平20規則70・平25規則18・平26規則38・一部改正）

第1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所	用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が300平方メートル以上のもの
2 興行施設	劇場，観覧場，映画館及び演芸場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
3 集会施設	(1) 集会場 (2) 公会堂 (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 (4) 冠婚葬祭の用に供する施設	用途面積が300平方メートル以上のもの
4 展示施設	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
5 物品販売施設	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上のもの
6 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するホテル営業，旅館営業又は簡易宿泊所営業の用に供する施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
7 福祉保健施設	(1) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第	全てのもの

	<p>38条第1項に規定する保護施設</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保館等の施設</p> <p>(6) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>(9) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター</p> <p>(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設，同条第25項に規定する地域活動支援センター及び同条第26項に規定する福祉ホーム</p> <p>(12) その他これらに類する施設</p>	
8 体育施設	<p>体育館，水泳場，ボーリング場，スケート場その他のスポーツの用に供する施設</p>	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
9 娯楽施設	<p>(1) 遊技場，カラオケボックス及びダンスホール</p> <p>(2) その他これらに類する施設</p>	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
10 文化施設	<p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2</p>	全てのもの

	<p>条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) その他これらに類する施設</p>	
11 公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートル以上のもの
12 飲食施設	飲食店	用途面積が300平方メートル以上のもの
13 サービス施設	<p>(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所</p> <p>(2) 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所</p> <p>(3) クリーニング取次店</p> <p>(4) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の営業所</p> <p>(5) 貸衣装屋</p> <p>(6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業又は同条第2項に規定する旅行業者代理業を営む者の営業所</p> <p>(7) 金融機関の施設のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）に規定する農林中央金庫の事務所</p> <p>イ 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）に規定する株式会社商工組合中央金庫の事務所</p> <p>ウ 日本銀行法（平成9年法律第89号）に規定する日本銀行の支店</p> <p>エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所（同法第10条第1</p>	用途面積が300平方メートル以上のもの

項第3号に規定する事業を行うものに限る。)

オ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所及び事務所

カ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第11条第1項第4号に規定する事業を行うものに限る。）

キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所

ク 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に規定する株式会社日本政策金融公庫の事務所

ケ 株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）に規定する株式会社日本政策投資銀行の事務所

コ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫の事務所

サ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫の事務所

シ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所

ス 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の営業所及び事務所

セ 日本郵便株式会社法（平成17年法律第

	100号) 第2条第4項に規定する郵便局 (8) その他これらに類する施設	
14 駐車施設	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
15 公衆便所	公衆便所	全てのもの
16 官公庁施設	国，地方公共団体及び第11条に定める者の事務又は事業の用に供する施設（他の項に掲げる公共的施設を除く。）	全てのもの
17 教育施設	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所 (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設	全てのもの
18 公益施設	(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者の事務所及び営業所 (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者の事業所及び営業所 (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備を	全てのもの

	設置するものに限る。)を営む者の事務所及び営業所	
19 火葬場	墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場	全てのもの
20 共同住宅等	共同住宅, 寄宿舍及び下宿	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
21 事務所	事務所の用に供するもの(他の項に掲げる公共的施設に附属するものを除く。)	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
22 工場	工場	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
23 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物	用途面積が2,000平方メートル以上のもの

第2 公共交通機関の施設

区分	公共的施設	特定公共的施設
公共交通機関の施設	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する停車場 (2) 軌道法施行規則(大正12年/内務/鉄道/省令)第9条第1項第11号に規定する停留所 (3) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設 (4) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル (5) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港における航空旅客ターミナル施設	全てのもの

第3 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の	全てのもの

	用に供するものを除く。)	
--	--------------	--

第4 公園等

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 公園・緑地	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (3) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	全てのもの
2 動物園・植物園・遊園地	(1) 動物園及び植物園 (2) 遊園地	全てのもの

第5 建築物以外の路外駐車場

区分	公共的施設	特定公共的施設
建築物以外の路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの